

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)

目次

◇告示 保険薬剤師の登録(保険課)

種畜証明書の交付(畜産課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(七件)(〃)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

入会林野整備計画の決定(林務課)

基本測量の終了(管理課)

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(防犯少年課)

◇公安告示

告示

鳥取県告示第五十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
下村 恭子	鳥薬第七二六号	平成元年十二月二十一日

鳥取県告示第五十七号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	統		級別	飼養者の所在地 及び名称
					父	母		
平成 元 鳥取県 産 第1号	高次	黒毛 和種	H元 1.22	日野郡 日南町	高士 高士	たか ひめ	1級	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験 場
第2号	花雪	"	S63 7.5	西伯郡 西伯町	北雪	よしこ	"	"
第3号	谷富士	"	S63 11.20	日野郡 日南町	高士 高士	さなえ	"	"
第4号	第7 茂鶴	"	S63 11.13	東伯郡 赤崎町	糸北鶴	わか こ7	"	"
第5号	谷気高	"	S63 11.6	"	気高	たに1	"	"

鳥取県告示第五十八号

久米土地改良区が行う土地改良事業に係る椋波地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年一月二十九日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

日南町が行う土地改良事業に係る佐木谷地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

溝口町が行う土地改良事業に係る溝口（富江）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

鳥取市が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業報徳地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十三号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十四号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十五号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十六号

北条町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業江北地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十七号

東伯町が行う土地改良事業（単県土地改良事業倉坂地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）大内地区暗きょ排水）を平成二年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（特別型）大内地区農業用排水）を平成二年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十号

気高郡鹿野町大字寺内二〇七番地寺内入会林野整備組合組合長秦寛康から申請のあった寺内入会林野整備計画については、平成元年十二月二十七日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

寺内入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月二十六日から四十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があ

ったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業地域 東伯郡三朝町

三 終了年月日 平成元年十一月六日

鳥取県告示第七十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月九日 鳥取県指令受米土維第五百八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原六一二

森高俊彦

鳥取県告示第七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十二月十二日 鳥取県指令受米土維第七百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字次右衛門道西悪水ノ内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原五一二

有限会社スギハシ

代表取締役 杉橋美和子

鳥取県告示第七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年九月四日 鳥取県指令受都計三一三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字八橋字大灘及び字東大灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五五八一

東伯町農業協同組合

組合長理事 花本美雄

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成二年一月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 聴聞の期日及び場所

平成二年二月七日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

(一) 鳥取市徳尾八九番地市営住宅R八一七

中尾弘子

(二) 米子市皆生一九七六番地の四

村上安夫